

## 指定医療機関の留意事項

感染症法による公費負担患者の医療を担当することができる医療機関を感染症法第 38 条に基づき知事が指定しています。指定医療機関でないと、原則として結核公費負担医療を行うことができません。

また、結核医療を担当する上で適切でないとと思われる場合、その指定を取り消されることがあります。

次の事由が生じたときは、関係書類(様式)を当該医療機関の所在地を管轄する保健所に提出し、指定等に関する諸手続きを行ってください。

(1) 新たに医療機関の指定を受ける場合

提出書類：「**医療機関指定同意(申請)書**」(様式結第 14-1 号)

(2) 次の場合、**辞退の届出が必要です。**

- ・ 指定を辞退しようとするとき。
- ・ 診療もしくは業務を廃止しようとするとき。

提出書類：「**指定医療機関辞退届**」(様式結第 14-2 号)

「**医療機関指定書**」

紛失した場合は「**指定医療機関指定書紛失届**」(様式結第 14-3 号)

\* 開設者が死亡の場合は、その家族が辞退申請者となります。

\* 指定を辞退しようとする医療機関は、30 日以上予告期間を設けて、辞退書を提出することができます。

(3) 次の変更が生じた場合

**※1**の場合は、**現在の指定を辞退し、新たな指定同意(申請)の提出が必要です。**

**※2**の場合は、**変更の届出が必要です。**(様式結第 14-4 号)

○ 開設者に関する変更の場合

1. 開設主体に変更なく婚姻、養子縁組、法人の名称変更などによる開設者氏名の変更 **※2**
2. 開設者が変わったとき(注：法人代表者のみの変更の場合は、届出は不要) **※1**
3. 住所の変更 **※2**
4. 個人から法人、法人から個人に変更するとき **※1**
5. 他の法人に合併されたり、新たな法人となったとき **※1**

○ 医療機関に関する変更の場合

1. 単に名称の変更 **※2**
2. 住居表示の変更などにより、所在地名の呼称及び地番の変更 **※2**
3. 移転するとき(増改築などによる仮移転を含む) **※1**
4. 診療所を病院、病院を診療所に変更するとき **※1**
5. 施設を譲渡、相続したとき **※1**

(4) 指定医療機関の指定書を喪失した場合

提出書類：「**指定医療機関指定書再交付願**」(様式結第 14-5 号)